

平成29年度世田谷区公契約適正化委員会 労働報酬専門部会（第1回） 会議録

1. 会議名称 平成29年度世田谷区公契約適正化委員会 労働報酬専門部会（第1回）
2. 担当課名 財務部経理課
3. 開催日時 平成29年7月10日（月）午後3時～午後5時
4. 開催場所 世田谷区役所第1庁舎2階入札室
5. 出席者
委員
永山部会長、小部副部会長、五十嵐委員、児玉委員、田村委員、豊田委員、三浦委員
事務局
菊池財務部長、山田経理課長、大工原公契約担当係長、鈴木契約係長、上村、宇佐美、大野、矢崎
6. 会議の公開の可否 非公開
7. 会議を非公開とする理由
会議の性質上、契約・入札制度や予定価格等、区等の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれのある内容に議事が及ぶ可能性があるため。
（世田谷区情報公開条例第7条第6号口）
8. 会議次第
 1. 開会
委嘱式
 2. 議題
（1）労働報酬下限額検討について
 3. 閉会

平成29年 7 月10日

世田谷区公契約適正化委員会
労働報酬専門部会（第1回）

午後 3 時 4 分

事務局 それでは、5 分ほど過ぎておりますが、始めさせていただきます。世田谷区公契約適正化委員会労働報酬専門部会を開催させていただきます。本日は、専門部会の第 1 回ということですので、部会長が選任されるまでの間、私のほうで進行させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

本日配付の資料は、専門部会の開催通知とともに既に送付させていただいておりますが、まずは資料の確認をさせていただきたいと思っております。

まず、1 枚目が次第、2 枚目に名簿、3 枚目が他自治体の報酬の現状、4 枚目が報酬下限額対象案件数の一覧、それから横書きになって工事入札状況と、委員からの上申書が 2 枚、さらに本日席上に委員からの要望書と、委員からの資料提供ということで、以上でございます。よろしいでしょうか。

それでは早速でございます。労働報酬専門部会委員の委嘱でございますが、公契約適正化委員会同様、任期は平成 29 年 6 月 1 日から 31 年 5 月 31 日までの 2 年間となります。区長の指名により選出されました委員の皆様方には、引き続きお願いしております。委嘱状については机上に配付させていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、部会長及び副部会長の選任でございます。これは委員の互選ということになっておりますが、いかがでしょうか。

委員 できれば、引き続き部会長と副部会長で継続をしていただければと思います。

事務局 ただいま委員からそういった御意見が出ましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局 ありがとうございます。それでは、部会長を委員、副部会長を委員をお願いしたいと思います。

それでは、議事進行を部会長をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

部会長 どうもありがとうございます。部会長に推されましたです。前年度に引き続きまして、これからもよろしくお願いいたします。

本日は、大変お暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。早速ですけれども、今回は来月まで 2 回を予定しておりますが、議事の進め方にぜひ御協力をいただきたいと思います。

お手元でございます先ほど御紹介いただきました資料のうち、事務局で御用意いただいた資料について簡単に御説明いただくことにしてよろしいでしょうか。

事務局 それでは事務局から。

事務局 それでは御説明いたします。

最初の「他自治体の労働報酬下限額の現状」については記載のとおりでございます。なお、下のほうの参考とあります「民間アルバイト等」というのは、ここにも書いてありますように、世田谷、目黒エリアの新聞折り込みだとかネットを見まして作成したものでございます。一応このようなことが民間アルバイト等の募集に出ていたということで記入をさせていただきました。その右隣の「参考」については、近県の最低賃金でございます。それから、ちなみに金額だと、労働報酬下限額もそうですし、最低賃金もそうですけれども、括弧内は前年度との比較ということになります。例えば、労働報酬下限額であれば世田谷区は1020円ですけれども、これは950円から70円上がったということの意味でございます。

続きまして、「労働報酬下限額対象案件数」ですが、こちらにつきましては29年度6月時点のものですけれども、一応下限額が対象となった案件数がこれということで、あくまで対象となったというものでございます。

それから、最後が工事の入札状況ですけれども、これが27年度から29年度にかけての種別ごと、土木工事ですとか建築工事、設備工事、造営工事についての落札率及び不調率をあらわしたものでございます。

簡単ですけれども、以上でございます。

部会長 どうもありがとうございます。

ただいまの資料にかかわって何か御質問等ございましたら。

委員 この下限額対象案件数について、例えば契約全体で言うと下限対象額が430というのは金額的にその対象で、あと下の1543は金額的な対象外ということではないんですかね。

事務局 はい、そのとおりでございます。

委員 これは、特に指定管理もそうなんだけれども、例えば対象労働者数というのはわからないものなんですか。

事務局 わからないですね、すいません。

事務局 基本的にはお仕事をお願いしているので、それを何人でやりなさいという指定はこちらはできないものですし、特に届け出などもさせておりません。

委員 そうすると、例えば下限対象額、指定管理で35対象があるとして、それぞれの事業所に、指定管理だからどこかが受けているでしょうけれども、何人でやっているかというのは、それも把握できないんですかね、ここでは。

事務局 会社ごとに、個別に調べようと思えばできます。

委員 問題はそっち側にあって、そのうちのどのぐらいが守られているのかというのはいずれ調べてもらわなければいけないんだけれども、そもそも労働者

が何人くらいいるかというのがないと。その人たちに、どうやって調べるのかわからないんですけれども、その先までまだ話が行っていないということですね。

事務局 　　というか、つくり自体がそういうつくりでないものですから、そこまでいっていないということになるかと思います。

委員 　　だけれども、それをつくらないと、その後履行率が、遵守率が何%なんて出てこないわけですね。

事務局 　　そうですね、今のままでと出てこない。そのとおりでございます。

委員 　　今のままでと出てこないのね、わかりました。

委員 　　現場ではちゃんとそうやって延べ人工何人という統計はとっていますので、調べれば出てきますよね。

事務局 　　そうですね、個別の案件ごとに足し上げていくような形になると思います。

委員 　　この委託の契約でいくと224件、結構多い委託なんですけど、主に業務内容というところ、例えば、こちらの勝手な想像でいくと施設管理とか、あとは公園の管理とか、街路樹とかかなのかなと思っているんですが、細かい内訳は別として、具体的に主にどういう業種が多いですか。

事務局 　　主に施設管理だとか、運営だとか、そういったのが多いことになります。

委員 　　ほとんどそうですか。

事務局 　　ほとんどではないです。

委員 　　半分ぐらい。

事務局 　　半分ぐらいはそんな感じです。

部会長 　　ちなみに、ことしの場合は昨年に比べて工事のほう、指定管理者のほう、これはそれぞれふえているんですか。

事務局 　　そんなに変わっていないと思います。

部会長 　　そうですか、ほぼ同じぐらい。

事務局 　　本年度はまだ途中ですけれども。

部会長 　　ほかにいかがでしょうか。

委員 　　入札で、委託で、物品購入で10件と書いてあるんですけども、いわゆる物品購入は単純に金額で2000万円以上も全て対象にしているということなんですか。それとも、もしくはその中で人件費率の高いものとか、そういう区分けをされているとか、そういうことは何かあるんですか。

事務局 　　あくまでも予定価格です。

委員 　　契約金額が2000万円以上であれば、物を買ったものでも全てここに入っているよという考え。

事務局 はい。

事務局 予定価格が2000万以上のものです。

部会長 よろしいでしょうか。

あと、私のほうから1点だけなんですけれども、3枚目の工事入札状況の中で、各工事ごとに予定価格の事前公表、事後公表と2種類ありますが、この公表する、しないというのはどこで決めるかということなんですけれども。

事務局 これは金額ですね。2000万以上の工事は事前公表です。

部会長 もう金額で機械的に切っていくということですね。

事務局 はい。

部会長 わかりました。

それでは、よろしいでしょうか。貴重な資料をいろいろいただきましてありがとうございます。

それでは、全く手順も考えずにいるんですけれども、まず、委員から上申書が出ておりますのと、それから、きょう委員から要望書が出ておまして、そのほかに委員から条例適用現場の労働条件報告書という1つの帳票が出ておりますので、この順番で少し内容の御説明をしていただいて議論に入りたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員 私のは上申書ともう1つあるので、上申書のほうは前回の全体会に出られなかったものですから、それとの関係です。この部会にもちょっと関係あると思いますが、私の問題意識は、ここに書いてあるんですが、公事務局という方が新しく部署ができて、ことしから活躍されていると思うんですけれども、その方が何をすべきなのかということについての議論が我々の中で行われていないのではないかなと。

そういう意味で、私は主に3つの点をここに書きました。1つは、何よりも発注する側の職員に対する研修や周知は具体的にどのようになされているのかと。先ほど一覧表をいただいて、2枚目の表の中にそれぞれ対象契約、あるいは指定管理があって、およそ工事で言っても104ですか、委託で言うと300を超えていくと。さらに、指定管理だと35という形で、合わせて500ぐらいの業者というか、契約なり指定管理が行われていて、その500が全部違うとすると500業者いると。逆に言うと、500ぐらいの発注をしているとすると、その発注する側にそれぞれの報酬下限額を満たすだけの発注の計算ができていたのだろうか。我々は業者に無理なことを頼むわけにいかないんで、わかりやすく言うと、業者の利益も得ながら守れるような価格設定を、発注設定をどうするかということの視点からの研修や周知が不可欠だと思うんですけれども、そういうことに関して新しい係長がどういう関与をされているのか。過去の研修や周知方法についてどれぐらい習熟されているのかということによって、この点はぜひ、

その方の仕事にさせていただいて、いつでもさっと表が出てきて、幾らぐらいでやっていますというようなことをまず言ってもらいたいと思っています。

2つ目が、今度は業者の方々のほうですけれども、先ほど500業者ぐらいあると。全部異なる契約だとすると、その500の業者の方々や業界団体にどのようにしてそれを周知されて説明されているんだらうかと。例えば、この業界にはこうしました、この業界にはこうしました、入札者にはこう出しました、こういうものをつくっていますという形で、我々にぱっと出てくるようにしていただきたいという形で、業者に対する説明について、どういうことを、どのくらいやってきたのかというようなことをやっていただきたい。

3つ目が、対象となる労働者の方々への周知、説明ですが、わかりませんが、仮に先ほど言った単純に1業者10名とすると5000名、20名とすると1万名、およそそのような労働者にどのぐらいの枚数のものを、どうやって渡しているのか、どういう機会を設けているのか、これからどんな広報がさらに必要なかあたりはしなければいけないだろうと。

そういう意味では、2と3に絡んで言うと、500契約をホームページに一覧表で載せてもらいたいと。先ほど多摩市の例をたまたまきょう聞いてきたんですけれども、多摩市では、市のホームページに公契約の対象業種が全部載っていると。先ほど言った500ぐらいだとすればぱっと載せていただいて、どの業者ということになれば、労働者は自分のところは適用だということがわかるわけです。そのぐらいの積極的な広報活動はしてもいいのではないかな。少なくとも、利益を受ける方々が知らなければ、絵に描いた餅。そういう意味では、1、2、3について、絵に描いた餅にならないようにどうするかと。

それとあわせて4ですけれども、履行状況をどうやって確認するのかと。チェックシートがいいのかどうかわかりませんが、少なくともチェックシートは必要で、少なくとも業者に対しては何らかの形でのアンサーを求めることができていると。守れないなら、なぜ守れないのかというようなことも含めて、履行状況の、例えばパーセンテージで出していただくとかいう形で、守れないならなぜ守れないのかということは、やっぱり係長がさっとわかっていただかないといけない、そのぐらいまで担当として理解していただきたいと。

では、守るためにどうするのかということで、5番目ですけれども、一応今のところペナルティーがない条例だと言われているそうですけれども、少なくとも行政指導としての何らかのことはできるわけですので、履行しない業者が判明したときにどのようなことができるのか、どのようなことをすべきなのかについては、やっぱりマニュアルをつくって、きちんと内部規定ぐらいはつくっておくべきじゃないかなと。その規定をつくるのは間違いなく係長の仕事だとすると、基本的には最初の仕事は周知徹底ですけれども、そして、履行確認

して、それを一応マニュアル化していくと。またそれを返していくという形で、いわゆる区内の発注の部署と係長との間がきちんとコミュニケーションができるようルートができていなければいけない。結構、私は無理なことを言っているのではなくて当たり前のことを言っているんですが、それが今できているのか、どうだろうかということと言うと、そういう点は係長と率直な意見交換をしながら、どうやったらこの世田谷区でできるのかという話を半年や1年かけてやらないといけない。1回ぐらいの会議ではとても終わらないかなということで、前回私は残念ながら日程が合わなくて欠席させていただきましたけれども、そういうことを考えると、早いうちにやっておかないと、せっかくいろいろ決めても決めたことの実効性がなくなるのかなということで、今回あえて、もう1回しかやらないようなことを伺いましたので、あえて上申書をお出ししたんです。

次は、きょうの会議に向けて、去年からの流れなので私の意見を言います。

その前に、先ほどの区役所の資料の3枚目ですか、近隣他自治体の現状を見ていただくと、世田谷が1020円という意味では、少なくともこの中では1000円は世田谷だけなんです。違う方式だけれども、港区は1050円と聞いています。このような状況の中で、世田谷区のことしをどう考えるかということ私なりに考えてきたので、お気にさわる方もいるかと思えますけれども、ちょっと意見を述べさせていただきます。

28年度は、皆さん御承知のとおり1105円60銭を報酬下限額とすべきところ、財政支出、歳出への影響を配慮して2年かけて実現することとして、70円引き上げて1020円と答申した。これは皆さん方御承知のとおり。ことし、ではさらに2年目だからといって、80円、90円引き上げて1100円にするべきとの要求があるかもしれません。しかし、このことに関してあらかじめちょっと考えていただきたいということで、私が検討すべき事項として幾つか挙げました。

1つは、今の時給に対するいろんな運動の中で出てくる数字は、アメリカもそうですけれども、時給1500円という数字なんです。日本の青年層が、大体今いろんな集会のていくと1500円という数字を挙げています。これを単純に、月に176時間の8時間でやるとおおむね26万4000円、ボーナスなしで300万円ぐらいになるわけで、何とかひとり身で東京では暮らしていける水準という形です。ワーキングプアが200万と言われてますから、それより100万ぐらい上だということで、行く行くは、中長期的にはこの金額にすべきだと私は考えています。

2つ目の問題は最低賃金制度、先ほどの表をいただいたとおり、東京都が932円、神奈川県が930円、その他の県は800円から山梨は700円台となっているわけです。少なくともここは東京なんです、それでも時給932円が最低賃金です。

それからどのぐらいの上積みであるべきかということも考えていく必要があると思うんですが、安倍首相が1000円にすべきだという御主張をされているとおりでありまして、最近、二、三十円ずつずっと上がってきているので、あと数年すると1000円になるかもしれません。そういう意味では、我々も1000円が最低賃金になるということを考えてみて、そこと差がなければこれは意味がないわけです。それはそれとして、全てのあらゆる労働者に適用されるわけで、区役所というのはそういう意味では少し上の、模範的な経営者と言われているわけですので、そこはどのぐらいなのかということで、150円ぐらい離れているのがあるのかなと、少なくとも今は私は考えています。そういう意味では、今の分が高いという、まだ1020円が高いというわけにはならないだろうと。

ただ、他の自治体との関連で書かせていただきましたけれども、もちろん自治体ごとに、そこに地域格差や財政状況に応じて差が出るのは当然です。ただ、1つの自治体だけが他の自治体と大幅に乖離した報酬下限額を目指すことは必ずしも適切と言えない場合もありますということで、私もちょっとこの点が、まず1020円でどうこうというのじゃないんですけれども、1100円を超えていくとそういうことになるのかなと、ほかが上がらない限りね。100円以上の差がついていくわけですので、そういう意味ではその辺のところを考えていくのが1つと、同時に、毎年多額の予算増を何年も継続していいのかということとは、我々も適切な下限額を考えながらも考慮せざるを得ないことなのかなということなんです。

それで、さらに是正の方向・速度という形で、我々の立て方は特別職の行政職一の高卒初任給を時給換算したものだということですが、ここにことしじゅうに行かなければいけないということもないだろうと。かつて、公務員の賃金もいろいろあって、大幅に下がったり、一時的に下がったり、国家公務していますので、地方公務もそうですけれども、そういう意味では1回上げたものを下げるというのも、この制度からいかなものかなと。そういう意味では、上げ過ぎて下げなければいけない事態というのはできるだけ避けたいと。そうすると、特別区の行政職一の高卒初任給のところは何年かたって近づいていくことを目指すべきではないかなということを考えました。そうすると、ことしに限って言うと、去年と同じ70円とか80円というわけにはいかないの、先ほどの額を見ていただくと、各自治体がおおむね11円から36円ぐらい前年度の比で上げているところを見ると、我々は少しその上を行っているので、30円とか、場合によったら40円とか、そのほかの自治体と同じぐらい、そのぐらいになるとすれば、今年度は上げて1050から1060円かなということになれば、飛び抜けてということにはならないのかなと考えているところです。

そういう意味では、2年間でというのはたしかに、去年たしかそういう言葉

を入れたと思いますが、ことし、その2年目だから全額というわけにはいかないのではないかな。1100円まであと90円ぐらい差があるわけですが、これはあと何年かかけてやっていくうちに、また全体も上がっていくということなので、そのぐらいのペースを考えながら、ことし30円かなぐらいのところを思っています。ちょっと回数が少ないので、いきなり結論的なことを言うと怒られてしまいますけれども、一応あらかじめ考えたことをペーパーにしたほうがいいかなと、前回もサボったものですから。きょうも遅刻して済みませんでした。ということで出した次第ですので、ぜひ御検討いただければと思います。

部会長 広範な角度から具体的な提案までいただきまして、どうもありがとうございます。若干御質問にかかわっていることもございますが、委員から出されている要望書が委員の上申書の部分とも多少かぶるところもありますので、あわせて御説明をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員 では、私のほうから要望書を出させていただいたんですが、説明をさせていただきます。

前回の適正化委員会でもお話がありましたが、ぜひ入札制度改革を今期は進めてほしいというようなお話もいただきまして、その中で私が思いついた制度改革を書かせていただきました。

ここに流れる全体の基本になるテーマは、やはり事業者の適正な利潤の確保というのが底辺にありまして、それに基づいたいろんな問題点について書いております。

1番目は図面関係なんですけれども、建築の場合だと意匠構造設備設計がありますが、その整合性を確保した設計図の図書の提供ということです。いろいろ私も経験しておりますが、この中で意匠構造と設備が一致しない建物がある、計画があるということで、具体的には、例えば設備の系統といったものに関するパイプスペースですね。シャフトだとか、そういったものが一切整合性がない、意匠構造と設備の設計の一致点がないというので、これは現場に入ってから大変な思いをして進めたことを覚えております。その中で、不整合だと手戻り手直しが発生し、コストもかかり、そして品質低下を招く可能性がある。それから2番目に、不整合だと工程が進まず、工期に影響するということもあり得ると。これは書類に書くことはできないんですが、敷地に建物が入らないというような物件もありました。今まで私は2件ほど経験しております。それはもう入らないものは仕方ないので、建物を縮めるしかないわけなんですけど、その中でスパンを縮めて何とかその敷地の中におさめたという例もあります。

2番目は参考内訳関係の話ですが、参考内訳の適正な数量及び適切な施工条件の設定ということです。参考内訳数量の拾い落とし、拾い間違いが多いため、設計事務所に任せるのではなく、別に役所のほうから積算事務所に依頼すると

ということで、ぜひ正確な数量の参考内訳を私どもにいただきたい。内訳というのは、参考内訳しかないわけですね。予算を組む場合も、その参考内訳に値入れをして結局予定価格というものを決めているわけですから、その根本になるところが間違っているのは予算そのものも間違っていますし、私どもの受注した後の処理も発生してくるということで、間違いが多いです。ですから、受注した業者は経費をかけて、大型工事だと1件500万円ぐらいかけて外注積算に出して、それを実行予算に組み直すという作業をしているわけです。そういった無駄な面もございます。

それから、参考内訳書の情報公開請求に応じるということで、これは徐々に進んではいるようですが、東京都の場合は物件ごとに全部単価も数量も入ったものを出してきています。世田谷区さんは、まだ全体的にそれができないような状況にあるとしていますが、そういったことのないように、ぜひ情報公開請求によって内訳の中身を出していただきたい。これは何のためにかといいますと、拾い間違いとかそういったことにも影響するわけですが、減額、増額という話が必ず現場には出てきます。そういった場合に、では、もとの予算が幾らなのか、それを変えた場合に上がるのか下がるのか、そういったことを比較するためにも、もとになる数量と単価、それがぜひ必要になるということで出していきたいと思います。

それから、参考内訳数量に疑義が生じた場合、例えば、受注した業者が外注積算で積算を上げるといった中で数量が違っていると、そういった疑義が生じた場合は必要に応じて協議を行い、参考内訳数量を訂正し、請負代金を変更する。足りなければ上げるということになっておりますが、これも私ども事業者の適正な利潤の確保につながることで思っております。

それから、適切な施工条件とは、現場周辺の道路条件、地盤の地質、あるいは湧水等も考慮した設計をしていただくということで、この湧水の、世田谷区はどちらかというとな少ない場合が多いと思うんですが、ある場所にはやはり高低差もありますし、そういった中で気をつけないといけないのは、基本的に何とか沢とか、そういう沢のつく地名のところは気をつけないと水が出るんですね。ですから、そういった場所が少しではありますが世田谷区内にも存在するというので、湧水を考慮した場合、山どめの計画が全く変わってしまうということですね。出なければ親ぐいを加えたっていいですけども、出る場合はやはり遮水のためにSMWみたいな工法をとらないと現場がうまく進まないということになると思います。

揚重機計画ですが、今、図面に指定されているのはタワークレーンが結構多いです。タワークレーンは、それはそれで結構なんですけど、場合によってはレッカーのほうが機動性がよくて、仕事が能率よくできるということで、タワー

クレーンを変更してレッカーが使用できるというような柔軟な考え方を持っていただきたいと思います。

3番目が、最新の単価にて値入れということで、3の1が、公共工事設計労務単価は国交省で毎年2月に改定されて、3月より新単価に改正されるということなので、世田谷区さんの場合は4月にもう大型工事がどんどん出てきますよね。そういったときに、果たしてスムーズに間に合わせられるのか、そういったところの対応をどうするのか。東京都の例を見ますと、スライド条項を使ってその部分は幾ら幾ら上がりますということで、工事途中で増額に応じるという例もあります。

それから、実勢価格との乖離のある場合、見積もりをとって実勢価格に近づいた単価、あるいは見積もり価格を採用してほしいということ。

4番目が、小工事とか改修工事は事業者数社から見積もりをとり、予定価格とするということ。これは委員がよく言われている、例えば道路の改修工事だとか、ロットに足りないような小工事、改修工事は、歩掛かりが下がるため単価がアップする。だから数社から見積もりをとってそれを予定価格とするということが必要ではないかということです。

それから、歩切りの根絶。歩切りをすると、事業者の適正な利潤の確保が難しくなる。これは減ってきてはいるようですが、役所の内部のことなので外からはわからない部分が多いんですが、ぜひその歩切りは根絶していただきたいと思います。

6番目が法定福利費の内訳明示を義務化。これは今国のほうでもそういった方針を出してしまっていて、今、世田谷区さんの場合は単価の中に入っているという返事なんですけど、単価の中に入っていると、幾ら入っているのかよくわからないですね。ですから、別枠で内訳明示をしていただきたい。

7番目がちょっと違う観点なんですけど、担い手確保の観点から、まずは4週6休の工期の設定をしていただきたい。最近の若者の就職条件（希望）は、第1に休日、第2に賃金となっており、まずは現場作業の4週6休が望まれるということで、採用条件に休日がとにかく一番に、土曜日は休みなんですよということを質問される若者が多いということで、これはやはり若者を呼び込むためにはそういった工期にも配慮しないと、産業自体、若者がいなければ衰退していくということなので、その辺も考慮していただきたい。

以上でございます。

部会長 ありがとうございます。非常に多角的な問題が提起されておりますが、まず、出た順番に沿いまして、委員のほうから出されました上申書にかかわって、新たな公契約係に担当されている方が設定されたわけですので、ここに出されている設問に対して御説明をちょっとお願いできますでしょうか

か。

1 ページ目のところからですけれども、1 つは、公契約の運営に当たりまして、各部局の関係する職員の研修、周知をどのようにされているのか、またはするべきなのか、この辺の要望が1 つ。2 つ目は、事業者に対する周知あるいは説明をいかようにされているのか、あるいはいこうとされているのか。3 番目は、そこに働く労働者への周知、理解についての具体的な対応。4 つ目は、公契約履行の状況をどのような形でチェックするのかというチェック体制の問題だと思えます。そして、そのような実情把握の上に立ちまして、できれば対応策のマニュアルづくりなどをして、それらの効率的な履行のための体制をつくっていくべきではないかという提案だと思えますが、3 点ぐらいまでのところはいかがでしょうか。1 から3 でございます。

事務局 わかりました。まず、1 番の職員への研修ですけれども、これは今現在はまだやっていません。ただ、当然職員であれば、特に契約に携わる職員であれば、公契約条例がうちにはあるということはもちろん知っているはずですから。

次が、公契約を受注する業者等に対する説明、周知につきましては、一応こういったようなチラシというか、労働報酬下限額、裏面にあるようなチラシをつくっておりまして、これは各事業者さんには渡しております。それから、50 万円以上の契約であればチェックシートを提出していただくものですから、それについてもこういったチェックシート提出のお願いというものがあって、公契約条例があって、こういったチェックリストを出していただきますよというものをお渡ししていますので、業者さんに関してはそこら辺で周知をしているということでございます。それから、あとは簡単なチラシをつくって、それもお渡ししています。その3 点を一応お渡ししている形になります。

それから、労働者への直接の説明というのは、まだできていない状況にあります。ただ、今年度につきましては、既に世田谷線の駅のところに簡単なポスターといいますか、そういったものを一定期間張らせていただいたのと、今後は区内各所にある広報板に一定期間そのチラシを張って、公契約条例というのが制定されたんだよということを、労働者だけではなくて区民にも周知していただくということで、それを予定しているところでございます。

部会長 広報板というのは、ちなみに何カ所ぐらいあるんですか。

事務局 710 です。ただ、ほかの事業とかの絡みもありますので、全てに張れるわけではないです。

部会長 という御説明ですけれども、これで3 年目に具体的に入りますが、周知状況に関して特に御希望ございますでしょうか。事業者の方、あるいは労働者の方、双方から御意見があれば。

委員 周知については以前より意見はさせてもらっているんですが、ここに出ている他の近隣自治体でも、条例ができる前、もしくは条例後であっても、まず、事業者向けの説明会を開いたり、そもそも事業者説明をする上での手引、そもそも公契約条例をなぜ世田谷区が制定をしたのか、そしてその条例で誰が何の責任を負ってどうすべきか、そして、それに伴ってどう実行していくのか、もしくはどういう帳票を提出するのかという、少なくとも数十ページの手引をつくっているのがほとんどの自治体でして、世田谷区においてはそれがなかなかされないままずっと来ているのかなと思っています。ですので、事業者向けにはそういう手引や周知方法がまず必要です。あとは、やっぱり働いている方たちというのは、直接区の職員の方がお会いすることはほとんどないと思いますので、少なくとも事業者さんを通じてそういうチラシを配る、もしくはこういう周知を少なくとも事業者の方にお願いをする、もしくは事業者の責任としてちゃんとこの現場は適用現場だということをお知らせする、少なくとも、例えば今建退共なんかも作業場にポスター、シールを張っておりますが、この現場が公契約条例の適用だということが皆さんがわかるようにポスター、そういう休憩所に張るシール、そういうものを出すとか、方法は幾らかあるかなと。

この間、私どものシンポジウムで、相模原とか幾つかの自治体では個々の働いている方にサインないし、ここは適用現場だということがわかる、私は説明を受けましたというサインだったりカードを配布したり、それで確認をしているという自治体もあるようなので、ぜひ世田谷区でもそういうものを参考にさせていただければなと思います。多分、広報板に張るというのは、働いている人というよりも一般区民向けのものだと思うんですね。それはそれで区民の方にお知らせする方法として継続していただいて結構だと思うんですが、まず働いている人、あとは請け負った事業者には、少なくとももう少し周知が必要かと思います。

委員 事業所に1020円と大きく書かないといけないと思うんですね。やっぱりそれ抜きに周知はあり得ないですよ。1020円と書いていただかないと、その委託や指定管理についてはね。それから、建築現場についてはこの表を大きなポスターにするとかして張ってもらおうと。少なくとも一番保護すべき、我々が対象としている労働者のところにその数字、1020円が行っていないということがもう致命的だと思うんですね。そういう意味では、直接適用される労働者の方々が、あなた方が1020円の権利者ですよというのがわかるようなチラシをつくって、それを適用現場に張ってもらおうと、広報板じゃなくてね。やっぱりそれは最低限僕は必要だなと。

あわせて、業者の方々にも同じものをお配りするか、もう少し業者の方については1時間ぐらいの説明会を持つなりして、入札価格についてはいろいろあ

るけれども、この前提はこうですよということで話をさせていただいて、できれば業界団体ごとに懇談するなり説明会を開くなりしていただければと思っています。

何よりも一番大事な発注者側の、先ほど 委員からもありましたけれども、そういう問題がなぜ出てくるのかというと、やっぱりそうじゃない実態があるわけですよ。そうじゃない実態を放置して、労働者の賃金だけ上がるというわけにはいかないだろうと。先ほど確かに公契約は、それは知っているでしょう。区の職員で、この数年間議会で問題になって成立した条例だし。だけれども、その趣旨だとか、どういう背景でできて、それがどういう役割を果たすのか、その役割を果たすために区の職員が何をすべきなのかということは、やっぱり毎年のように担当者を呼んで研修していただかないと、結局この1020円や、設計労務単価の85%が意味がなくなってしまうだろうと思うんですね。

先ほどこの分野で日本で一番有名な弁護士かもしれない 弁護士と、たまたま別件で会うことがあったのでちょっと聞いてきたら、多摩市では 弁護士を講師にして、2年に1回研修会をやっているそうです。1時間半、100人ぐらい参加すると。多分、2年ぐらいたつと発注者の人が何割かわるのでそういうことでやっているそうですが、自慢げに話していましたけれども、ともかく自分がちゃんと講師をして1時間半話せば、多分その趣旨が伝わるのではないかなと。

そういう意味では、世田谷区でいまだにそれをやっていないということですが、そろそろ来年あたりからやられるならやられるで、では、誰に何を話してもらうのかというマニュアルや、研修の冊子をつくるとか、そういうことでやっぱりポイントをつかんでもらわないと。発注する金額が、先ほど さんが言っているように歩切りがされたり、最新単価が入っていなかったり、いろんな問題があったりしたのでは、守りたくても守れなくなってしまうと。その辺のことも含めてその発注というのは大変ですよということについての、やっぱりこのケースは発注者側の一番の問題が出てくる。その次に業者の方々となるわけで、そこの辺の研修をちゃんとマニュアルなり冊子をつかって、適切な講師を探して1時間半か2時間ぐらいはやるということで、その人たちに習熟してもらわないと、結局幾らここでどういう金額を決めても、ほとんど効力がなくなってしまうのではないかと。そういう意味では、この辺の部分にもう少し、やっとな係長の制度をつくっていただいたわけで、そこに魂を入れるというと語弊がありますけれども、そういうことをしていただければと思っています。

あわせて、 さんの言っている、これはもう聞いてはいるけれども、こういうことも直接職員の方々に、その研修の中でこういう要望があるという形で、場合によっては業界団体の方に来ていただいてこういう話をしてもらおうという

ことなんかも必要ではないかなと。

ちなみに、もう1つ聞いてきたのが、多摩市では植木の剪定者の方や下水管の設置か何かの方々については、個別の時給を決めている。どうやって決めたんですかと言ったら、発注部署とそれを請け負う業者の方々に集まってもらって、このくらいだったら出せるという形で発注者側と業者の団体とが一致して980円とか、金額はないのでわかりませんが、962円とは異なる金額を出しているんだということでした。それはたしか3つぐらい、ことしは学校給食だった、それから下水管の埋設と、植木の剪定だと言っていました。そういう個別のものは発注部署と受ける業者との間で、このくらいだったら出せるということで協議をして決めて、もし決まらない場合には総務課が出て行って3者で決めると言っていましたので、そういう形でお互いに守ることを前提にして、このくらいだったらできる、では、それに見合った発注をしてくださいと、こういうことになるわけです。我々もいずれ、できればことしから一般的、全体じゃなくて、資格別といいますか業種別のを決めたいと思います。それを決めるには、やはり発注者側の御意見がなければ、業者だけではできないと。そういうところまで行くようにするにはまた数年かかるかもしれないけれども、そういうことをやっていくためにも、いろんな形での、それを回していくのはやっぱり担当係長なのかなということなので、その人が何をすべきかについて、やっぱり議論をしてもらいたい。

以上です。

部会長 せっかくの機会ですので、簡単でよろしいんですけども、これまでいろいろこの委員会からの注文がたくさん出されていると思います。その推進に当たって担当としましてどういうネックというか、あるいは問題なり困難があるのか、そういうことについてもし事情を話せるものがありましたら、この際ですので。我々はいろいろ言いますが、何もしないじゃないかということになりがちなので、もし何かそういうことで少し御説明なり了解が必要であると思っていることがあれば。

委員 ちょっと待ってください。今は上申書の1、2、3番の職員さんの研修、事業者、労働者への周知の話ですよ。まだ4番、5番は先ですよ。

部会長 そうです。

委員 そうなると、今ここで求めるのがいいのかどうなのかという。僕も開始45分、まだ一言も発していなかったんで、発言もしたかったんですけども、その機会を与えてもらえないときついなという。

今は周知ですね。チェックシートとかの話はまた別でやりますよね。

部会長 はい。別にやろうと思います。

委員 ですよ、入札制度改革の話も当然別ですよ、いいんですよ。

部会長 はい。これは後でまたやります。

委員 いいんですよね、まだそこまで行っていませんよね、話は。

部会長 はい、まずは 委員の上申書の中の 1、2、3です。

委員 なので、労働者への周知の部分で、先ほど 委員から言っていた内容とかぶるんですけれども、やはり労働者みずからが条例の対象の仕事をやっているんだという部分であることだったり、先ほどから出ていますけれども、幾ら払われているかということを知らなくてはならない、それは必要なんだろうということで、シンポジウムで先ほど、多分お持ち帰りで聞いていただいたかと思いますが、事業者による労働者に対する労働報酬下限額の周知確認なんかは、他の自治体では事例があると先ほど言いました。渋谷区では、ちょっとくどいようなんですけれどももう1回説明をしますと、渋谷区では労働者本人へ、条例の説明を受けたことの確認署名をとっているんだよと。これも多分そういう署名の写しも手に渡っているかと思いますが、その確認書を名前を切り取って本人へ渡していただいて、特段区への提出はないですけれども、それは事業者さんをお願いをしているという条例です。

でも、一方で相模原についても、労働者本人が条例の説明を受けたという確認署名をとり、確認署名は業務終了後受注者より、これは市へ提出されているというやり方でございます。その上で、周知カードを労働者1人1人へ手渡しもしているなんていうのもやっているそうなんです。これは事業者から労働者へのこと。それをお願いしてやってもらっていると、このような事例もあるので、労働者へというところは、ぜひ掲示板だけでなく、このような他の自治体の事例でいいのがありますので。労働者がまず知っていないと自分が対象かどうかもわからないので、その給料をもらっていないにもかかわらず、もらっていないことをアピールできない、区に言うていくこともできないという事態が発生するので、ぜひこれは参考にして検討していただきたいというところでございます。

以上です。

部会長 ありがとうございます。ということで、あとほかにこの1、2、3に関連しては何か御質問、御要望ございますか。

そうしましたら、先ほど言いましたように、何か担当としてこういう事情があるんだということで、周知のためのさまざまな仕組みについてどのような対応をしているのか、また難しいところがあるのか、もしあれば、その条件の改善を図らないことには平行線になってしまうおそれもありますので、その辺どう考えたらいいかという、私のほうからも説明が可能ならお願いしたいなと思って御質問するわけです。

事務局 わかりました。私ども、今おっしゃっていただいたような相模原の、

例えば労働者に渡すチラシだとか、そういったものは全てホームページで公開されているものですから、私どもも承知しております。ただ、相模原の条例と私どもの条例はちょっと形が違うものですから、完全にあれをそのままコピーして私どもが適用することはできないかなとは考えています。ただ、私どもにお話というか御指摘の趣旨は十分にわかりますので、その趣旨に合った形で何かないかなということは検討していて、その検討にちょっと時間がかかってしまっているということはあるかと思えます。特にこれがネックになっているということはないんですけれども、ただ、御提案の中身が全てそのまま適用というのはちょっとできないかな。というのは、条例の作りがちょっと違ったりしているものですから、そういったことで時間がかかってしまっているということはあるかと思えます。

ただ、シンポジウムのお話もあったように、まだ公契約条例を世田谷区が制定したということを知らない方が非常に多いという状況ですので、まずはそういった広報板という媒体を使って、区民の方を含めた労働者のほうに周知をしていくということで、まずは始めたいと。そこから、今後そういった例を参考にしながら、世田谷に合ったやり方を模索していきたいと考えているところです。

それから、委員から出たような入札制度改革については、私どもでこういった御要望をとめておいても意味がないものですから、こういったものはすぐに営繕部門とか、そういった関係のところからこういった話が出たということで説明も申し上げつつ資料も渡しているということで、それぞれのところからこういった検討についてもしていただいているところだと考えております。

以上でございます。

部会長 1について具体的に、多分知っているだろうというのは議会その他で議論されて条例も制定されたという、そういうことで知っているはずだという理解でよろしいですか。

委員 今の周知に関してなんですけれども、前回もちょっとお話ししましたけれども、今、世田谷区で発注されている入札案件とかその他案件については、みんなこういう公契約条例適用案件云々ということが発注案件情報に書いてあるわけですね。ですので、我々事業者は基本的にはそれがそういう案件であるか否かということについて認識は100%していると思うんです。その添付書類の中にも、労働報酬下限額のこのペーパーはもちろん入っていますし、みんな入っているわけですね。だから、事業者で知らないということは基本的にはあり得ないと思っています。

それと作業員に全員周知されているかどうかというのはまた別な話で、その事業者が、例えば、私どもの会社で受注すべき案件の働いている労務者が全部

この内容について知っているかどうかということについては、かなりグレーと
いいますか、わからないところであると思います。私どものほうで作業員に周
知しない限り、多分知らないのではないかなと感じています。

実際に、自分のところで抱えている労務者、直傭労務者というんですけれ
ども、そういう人に対して周知することは比較的簡単に済むのかなと思うん
ですけれども、例えば、協力業者というのがいっぱいいるわけですね。何社も協
力業者があって、その協力業者のさらに作業員であるとか、さらにその下の作
業員であるとかということまでこれを周知するというのは、それを元請の世田
谷区さんと直接契約している業者に全部そこを賄えというのは、なかなか厳
しいのかなと感じています。

部会長 これに関しまして、直傭の労働者には事業者のほうから比較的スム
ーズに周知が可能だけれども、非常によくかわる下請またはその関連する作
業者のところまで届くには少々、今の直傭労働者の範囲を超えてまでは、その先
が難しいと、こういうことなんです。これについてはどう考えたらよろしい
でしょうか。そのところは委員のほうからチェックシートというか帳票
が具体的に出されています。話があちこちしますけれども、これについてちょ
っと御説明いただけますか。「公契約条例適用現場労働条件報告書」という名称
になっています。

委員 まず、この報告書に入る前の前提として、今現在は、今委員から
も報告ありましたが、公契約の適用契約を契約すると、契約の元請企業に、先
ほど課長が持っていらっしゃった両面1枚のチラシと、環境チェックシートと
その説明書きが渡されて、今、現況でいくと、元請企業からチェックシートを
1枚提出していただくということだと思います。実際に、元請の事業者が全
てそこで施工を直傭の労働者だけでやるのであれば、僕はそれでよろしいの
かなと思います。ただし、多くの建築工事は、特に金額が大きくなればなるほど
下請事業者、さらには孫請事業者を使って施工するということはもう当然のこ
とであって、それで下請はみんな知らなくていいよという状態であると、はっ
きり言ってそこで働く労働者のうち、知っている人がもう1%、2%にしかす
ぎなくなる。そもそも元請企業の従業員さんというのは、比較的そうはいっ
ても賃金も、また社会保険関係もしっかりしているのがほとんどで、一番問題
になるのは下請、孫請の事業者さんということになるので、やはりそこへの周知
やその実態確認をしないと、正直言うと余りこの公契約条例の意味がないの
かなと思っています。

それで、きょうこれをお配りしたのは、実際に世田谷区の発注した公契約条
例の適用現場で、元請さんの御了解をいただいて、そこで使われる下請事業者、
そこは11者でしたが、そこで若干様式は変えています。その契約用に配って

います。だけれども、11者全ての下請事業者にこれを全部お渡しして、契約時には区がつくっているチェックシートを事業者ごとに全部出していただきました。公契約条例の説明をして、これは世田谷区の公契約条例の適用現場だよというお話をし、チェックシートも各企業ごとに出していただきました。ただ、世田谷区には出しませんと。うちは元請として出すので、下請さんのやつは出さないけれども、元請としてちゃんとそこは元請さんが把握するための資料としてお預かりしますと。契約履行が終わったらこの報告書を出してください。個々の名前は要らないです、結構ですと。そのかわり、働いている方全員のもの、労働条件を書いてください、用紙が足りなければコピーをして使ってくださいという形で、この御提出をいただきました。

今回、この適用の現場は孫請さんはいないという前提で、1次下請の事業者さんには、少なくともその事業所の担当の方、事業主さんは公契約条例の適用だということは承知していますし、その直僱の方については一定程度把握をできた。済みません、これはちょっと例題が悪いんですよね。大工さんなのに1万8000円では報酬下限額を切っているんです、本当は2万600円なんですけれども。本当は業種ごとに書いていただいて、いろんな業種がありますから、これはそんなに多分、下請さんにとっても負担になるほどの業務内容ではないと思うんですよ。ほかの自治体はどうやら賃金台帳を丸写しさせて提出させたり、もしくは賃金台帳の生データを出させたりという自治体もあるようですけれども、世田谷区の現況でいくとそこまでする必要はないのかな。

ただ、こういうものを、例えばどこの範囲までといえ、今施工体制図は必ず提出されていると思います。建築でも土木でも、下請を使う場合にはどこの下請を使いますよという届け出は出ていますので、少なくとも施工体制図に出ている下請事業者からはこういうものを提出してもらおうとか、全ての契約からこれをやろうと思うと、これはまた経理課の業務内容としてもとても大変だと思います。ですので、少なくともきょう資料でも出されておりますが、適用契約が、例えば工事であれば入札では101件、随契では3件、全体のうち、例えばことしは20件、大中小ぐらいでスポット的にそれは御提出をいただくというような何らかのチェック機能を、最初はスポット的にやり始めるようなところからでも、下請さんを含めた確認作業をすることが結果として見ると周知にもなるし、一方では、今の世田谷区ではペナルティーを与えないという大前提があるわけですから、ペナルティーを与えないかわりに皆さんに知っていただくということで、何らかこういう形でもやっていけないものかなと思っています。

委員 チェックシートについて、単価の85%がひとり歩きしているけれども、中間報告で決めたのは熟練技能者としているでしょう。やっぱりそれを入れてもらいたいんですよね。そうでないと、若い、それこそ入職四、五年目の人で

も年収五百何十万円という数字になってしまうわけですよ。それはちょっとおかしいでしょう。これはぜひ入れてください。

委員 ここにちょっと書いてあるかな。わかりにくいのかな、これだけでは。

委員 違うんですね。

委員 未熟練とは別に。

委員 85%相当額の下。

部会長 相当額の適用が熟練技能者ということになっているんですね。

委員 職人の世界というのは、年数だけいってもそういうレベルじゃない人もいっぱいいるんですよ。そういうのが1つの班になって、組み合わせになっているんですね。ずっと手元の人がいるんです。ですから、そういう人を熟練技能者とされちゃうと、絶対当てはまらないです。ですからそれは、例えば1級技能士を持っているとか、はっきり公的な資格がある人は熟練技能者として認められると思うんですが、そうでない人もいるということをお理解いただきたいと思うんですね。

委員 では、もっとはっきり書く、もっとわかりやすく。

委員 はい、そうですね。

部会長 答申の中に出ているそのもので表現するということで、多少の改善は。

委員 ですから、契約のほうでは受注された方にはその書類を出すらしいですけれども、そのときは熟練技能工と書いてあるんですよ、前回は確認しましたけれども。

事務局 はい、チラシですよ。

委員 ここに書くんですよ。

委員 そうそう。

部会長 上のほうがいいですよ。

委員 この85%相当額とは、括弧して熟練技能工とか入れないとまずいですね。

部会長 そこに入れないとね。ぜひそれは改めていただければと思うんですね。

事務局 はい。

部会長 さて、今出されましたように、労働報酬下限額の周知と実行のための体制をどうつくっていくかにかかわっていると思いますので、これについてはやはり他の委員も指摘されておりますように、方法は幾つかあると思います。そのどれを先行させるかは実施する側の条件によると思うんですけれども、少なくとも今年度に関しましては、そうした実行体制にかかわる周知と、その実施効果が生まれるような確認体制というものをとっていかないといけな

い。実際に、仮に自分は適用対象労働者だと思っていたけれども、それが厳密に実施されていないと思った場合に、どういう形でこれを改善したらいいのかということが、主権者としての立場の行使ができなくなるおそれもありますので、その意味での体制はやはり整えていかなければならないと思います。その辺をぜひ今年度については実施できるように、今出されましたような幾つか、例えば相模原市、あるいは多摩市のように、それぞれ条例の趣旨に沿った対応策がとられる必要があると思いますので、この辺ぜひことしは改善をお願いしたいなと思います。

委員から出されましたこの1、2、3の件に関しましては、ひとまず職員につきましては、これは名義的な研修会というようなことではなくて、やれるということによろしいのでしょうか。

事務局 職員についてですけれども、ちょっと補足をいたしますと、当然下限額を決めたときには私ども周知の仕方として庶務担当課長会というのがありまして、要するに各部の庶務担当課長が集まって打ち合わせ、連絡会があるんです。それで周知をしていますので、そこから職員には周知されるようにはなっております。

それから、研修のほうなんですけれども、特化した研修というのはやっていないですけれども、年1回、契約担当を集めた研修がありまして、その中では当然この公契約条例については触れておりますので、年1回それを実施しているということはあると思います。ですから、そこら辺までは既にやっているところでございます。

部会長 それから事業者のほうは、先ほど委員もおっしゃっていましたが、契約をすることで事前にホームページ等で確認もできるので、その点は大丈夫だということです。恐らく元請になるところはそれでよろしいかと思うんですけれども、問題は、下請等が使用される場合の事業者は、これはどう考えたらよろしいのでしょうか。

事務局 基本的には、その元請のところから周知をしていただくということになるかと。私どもはどこまでそういった孫請がいるとかということにはわかっていないわけではありませんので、元請のほうから周知していただく以外はないかなとは考えております。

委員 ただ、さっき元請からでは難しいのじゃないですかと。

委員 難しいというか、現実にそこまで元請で責任を負いかねるところがあって、そこまで、末端まで全部これを周知させて、これをコントロールしていくのは難しいのじゃないかということなんです。

部会長 元請の作業としてですね。

委員 作業としてですね。

部会長 全部それを区の発注者にかわって作業をするということはちょっと難しいと。

委員 そうということです。それは難しいと思います。

部会長 そういう意味では、入札等に参加して、あるいは関連して参加される、そういう事業者への周知というのは1つの課題としてあると思うんですね。この辺はどうするか、ぜひ次の委員会にでも提案をいただければありがたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

委員 確かに重層構造だというのはおっしゃるとおりで、公知の事実ですので、元請さんに全部頼めば全部できるというわけにいかない、そのとおりだろうと思います。では、それにかわる手段を考えていただかなければ、結局は絵に描いた餅になってしまうのではないかと。そういう意味では、きょうどうこうではないんですけれども、次回までにちょっと検討していただいて、御回答いただければと思います。

部会長 それと、もう1度確認ですけれども、3番目の労働者への周知に関しましては、ポスター、チラシ等ございますけれども、そのほかやはり確認署名という事例も出されておりますので、どの程度までやるか、これは全数調査をやるというのは今のところこの件数ですと難しい面があると思いますので、とにかく多少でも実例を把握できるような、そういう作業は図っていかないと。ああ、これは多少緩くなったんだなと思われるのも適正な履行にそぐわない事象が起きてしまいかねませんので、そういう意味でこの周知とともに確認の方法について少し改善をしていただかないといけないのではないかとと思うんですが、この辺はどうでしょう。

事務局 委員の意見の中にもあったんですけれども、やはり私どもの公契約条例の特徴の1つが、非常に対象案件が多いということです。ほかの自治体は、例えば議会案件のみとか、そんな形で非常に数が少ないものですから、そういったところまで徹底してできるんですけれども、私どもは数が多いものから、そういった同じようなことをやってしまうと、先ほどあったように、非常に事業者さんに負担を強いてしまうということになるので、そこら辺はちょっと慎重に考えていきたいなと。委員の意見にあったように、できるところから始めていく、試行みたいな形でやっていく、そんなことから始めていく以外ないのかなとは考えているところでございます。

委員 今、予定価格が3000万円以上のものという相当な数になってしまうんですけれども、この金額は余りにも低過ぎるのではないですか。

事務局 そうですね、ほかの自治体に比べてもかなり対象としては多いので。

部会長 対象件数が当然多くなってしまう。だから、全部調べるというのは現実的というか、可能性が少ないので、やはり主な種類ごとぐらいにある程度

ピックアップして調べるといような作業でいくのが当面可能かなと。

委員 今、東京都なんかだと、1年年度が終わるとその次の年度、ちょうど今ごろなんですけれども、全案件の中から抽出案件で労務費調査をやるんですね。事業者、元請が呼ばれて、元請と協力業者が全部呼ばれるんですね。それで、1工事で施工体制台帳に載っている業者全員、建設局の大会議室に呼ばれて、労務費が実際どれぐらいかかっているかという調査が入ります。それは全案件の何%かよくわかりませんが、やっぱり抽出案件で出てくるんですね。そうすると、そのときに支払っているとか賃金台帳を持ってこいとか何とかと始めて、労務費調査をやっているのは聞きます。うちもやったことはありますし。

部会長 ということで、全数調査にいきなり入るのは難しいと思いますが、こうしたサンプリング方式でやるということをご検討いただきたいなと思います。

それでは、そんなことで幾つか希望を申し上げましたけれども、ぜひ今年度の適正な履行に関する積極的な対応をお願いしたいと思います。

なお、委員が出されている上申書の4、5はいずれもきょう出されていることとも関連しておりますので、具体的な表現の是正等も含めまして、ぜひこの辺も改善をお願いしたいと思います。

なお、委託のほうに関しましては、先ほど委員がおっしゃっていましたように、実際に一番大事なところは、そこに働く方がこれは適用対象事業なんだということを知ることがやはり基本に置かれるべきだと思いますので、ぜひその辺の広報の仕方についてはかなり工夫をお願いしたいと思います。件数も多いですけれども、ある程度事業者のほうも区との取引関係が継続しているケースも相当あると思いますので、そんなことも含めてこちらへの改善もぜひ進めたいと思います。

ほかにこの委員の点について何か、これはぜひとか、あるいはここまではぜひという要望はございますでしょうか。

それでは、時間も大分押してきましたけれども、報酬下限額の今年度の設定をどうするかというところに議論を移してよろしいでしょうか。

それでは、委員のほうから大変総括的かつ現実的な提案をいただいています。これはきょう決めるわけではございませんが、ひとまずかかっている状況としましては、1つは、今回の条例の報酬最低下限額を決める1つの目安になっております行一職の高卒初任給の水準が変わってくると当然、この方式でいきますと変化する可能性が1つあると。それからもう1つは、毎年都の最賃の水準の議論が10月1日ごとに変更されていくわけなんですけれども、その議論が今多分行われている最中かなと思いますので、それらの行方を考えて、や

はりこの報酬下限額の設定の参考にすべき資料かと思えます。それから、そのほかに全国の最賃の動きというものもございまして、幾つか委員のほうから出されておりますように、そのほかに財政の問題とか、それらに関連する配慮すべき他自治体の行き方、こういうものを考慮するという具体的な提案があるわけです。

1つの目安として、地域最賃のある程度の上乗せという水準も出されておりますので、この辺、考え方をひとつ御意見いただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

委員 私のほうからは、多分、私のがあってさんのが出てくる感じだと思うので、できれば私のほうから言いたかったなと思って。

今年度も同一労働同一賃金という観点から、前年度、前々年度どおり、やはり業務委託等の労働報酬下限額については特別区職員行政職(一)の高卒初任給に相当する時間単価とすべきだということでは変わらない考え方がいいのじゃないかという提案をさせていただきたい。今年度、金額はまたこの4月1日、実際はもっと前なんですけれども上がってしまっていて、今回時間換算をしたところ、金額が1112.5円です。前回、1105.ちょっとですから、また上がっているということです。私のほうからは、やはりここに照準を合わせて時給単価とすべきだということで、これを1112円とすべきか、切り上げて1113円とすべきかという議論はちょっとあれですけれども、その水準を目指すべきだという提案をさせていただければと思います。

以上です。

部会長 この点はいかがでしょう。行一の時間換算というのを基本にするということです。これは1つの原則みたいになっておりますので、今年度、特にこれを改めなければならないという理由はないような気がしますけれども、いかがでしょうか。

そうしますと、現在1020円ですから、目標に対して90円強のギャップがあるわけですね。その目標と現実の他自治体あるいは都の最賃、あるいは区の財政事情等々を考慮してどの辺を目指すか、こういうことになるかと思えますけれども。多少また動く結論のほうも少し幅を持っておりますので、この辺どうでしょうか。

委員 ごめんなさい、私はこれにちょっと書いていない大事な話なんです、工事関係の設計労務単価については、昨年と同じ85%でことしもいいのではないかと書いていないんですけれども、そちらはまだ始めたばかりで、実効性やあれもわからないので、パーセントで出していますのでこれはこれでいいのではということ的前提にすると、むしろこちらのいわゆる委託のほうもめめるかなというか。去年は確かに委員の言うとおりで、本来そこまで上げるべき

だったんだけど、一応財政を考慮して2分の1にしたから、ことしも同じだけ上げろという御意見は当然出るだろうと。ただ、先ほど申し上げたように、どうしてもきょういただいた他の自治体のこの表は無視できないだろうと。幾らいい制度でも、理想にぱっと行っちゃおうと、ほかの自治体との関係で区民の御理解いただけるかどうかというあたりが。私に言わせると、まだこの制度は定着していなくて、履行もまだ、1020円も守られたかどうかきょうのところはまだ確認できない中で、いきなり高いところに持っていくのはどうなのかなというあたりがあります。

そういう意味では、委員のおっしゃることはもっともなんです。別に1100円に上げたから高いなんていうことはちっとも思わないんですね。今、人手不足のすき家でしたっけ、1050円でしたもんね。確かにすき家さんは今、人が来なくなっちゃって、夜間も2人体制でやらなければ強盗がどうのこうのということで、今非常に人手が足りなくなっているのと、それから、佐川急便もそうですね。残業代を出さないと人が来なくなっているとかいろんなことがあって、そういう意味では賃金が上がってきているのは事実なんです。

もう1つ考えなきゃいけないのは、さっき弁護士と話したという話ですが、この間シンポジウムでお話しなされたように、区の直僱の非常勤の方々がたしか6000円くらい上げられたと。それ自体は悪くないんだけど、またことしも6000円上がるのかというと、それはないでしょうと私は思うわけですね。この公契約、本来その方々は副産物として上がっていくわけで、直接その方々を上げるつもりはないんですけれども、結果として上がることによって区の非常勤の人も上がるということはわかるけれども、やっぱり2年連続で何千円という賃上げは、私どもとしてはいかなものかなと。もちろん、組合の方々にとってみれば当然だとなるのかもしれない。そういうことも考えているのと、1回上げちゃうと下げるのに理屈がすごく難しくなるので、頂上を見ながら、常にまた頂上が上がっていくわけですから、何年かたってそこに近づいていくのがいいのかなというあたりを考えると、委員のお話はもっともなんですけれども、ことしは30円くらいがいいのではないかなというのが、くらいというのは別に根拠があってやっているわけじゃない、先ほど言ったほかの自治体の上げ幅で一番多いところで36円なんですよね。あとは大体20円台なんですよね。そういうことを考えていくと、そのくらいの額を順番に上げていくことによって、横並びを見ながら考えていくというのがいいのかなと。そうしないと、また非常勤の方たち、区の直僱の方だけが何か恩恵があって、本来の指定管理だとか、さっき言った委託のところはまだ見えないので、そこが見えるようにならないとそこまで行けないのか。変な言い方なんですけれども、そのあたりでちょっと御勘弁いただけないかなと。率直な、ちょっと言い過ぎな話なんで

すけれども、老婆心ながら、きょうそれをつくってきたんです。

以上です。

部会長 かなり抑制的にいきましようということでございます。何か御意見ございますか。

委員 そうですね。とはいえ、やっぱり目標は大きく掲げておきたいところがあるので。

委員 労働者側の委員の方がそう言うのはもっともな話なので、私のほうから変えろとか言うつもりはない。あとは、むしろ経営者側の方にもお話しいただきたい。

委員 言っていることはよくわかりますので、私もいやいやいやということにはならないですね。

部会長 ただ、このところ運輸関係も含めて外食、さらには福祉関係では、なかなか人が確保できないというのが事業活動のネックにもなってきています。そういう意味では、やはりある程度の改善を継続していかなければならない状態は変わらないし、オーバーに言えば、それが日本の経済成長に結びつくようなことにいかなければ好循環ができないわけですので、そういう点で考えますと、どこまで可能かというのは少し前倒しで考える必要があるということも指摘できると思うんですね。

委員 あともう1つお願いしたいのは、次回に間に合えばなんですけれども、先ほど私が多摩市の例を挙げたんですけれども、さっき聞いてきたのは、植木の剪定の業務委託があるんですかね。

部会長 多分市道や何かの植栽。

委員 植木の剪定と、それから下水管の清掃。それから給食士といったね、特に給食はことしからだそうですけれども。委員にお願いしたいのは、特定のそういう業種であれば1020円にこだわらずに、適正な資格とか経験があって、1020円より上の、要するに1020円は全部ですけれども、そのうち……。

委員 職種別というやつですよ。

委員 そうそう、それで、できればもう……。

委員 この先から言おうと思っていたことなんです。

では、職種別の話が出たので少し提示をさせてもらおうと、やっぱり職種や技能によって、まさにおっしゃってもらっているとおり、今の1020円から、もし私が言う1112円に上げたとしても、それでもその下限額は低過ぎてやはり対象とならない方というの、全体的に職種を見れば多くいらっしゃるのだろうと考えています。やはり条例の効果を高めるという目的からすると、まさに職種別、業種別の委託業務に関しても最低下限額を設定する条例自体がふえているというところも事実、ほかの自治体でも職種別をつくっているところがふえて

いますので、世田谷区としてもぜひそれをやっていただきたいんだというのは前々から言っていました。

具体的にどの業種というのを絞り込んでいく上で、これは区のほうにお願いなんですけれども、29年4月時点の契約で、具体的に看護師とか保健師とか栄養士ですね。あとは検査技師なんかという有資格者というのが、前回ちょっと聞いたら委託契約先にはほとんどいないというのを前に言われたと思うんですが、今年度以降どうなのかなというところで、改めて具体的にどういう業種の方が何人いるかとわかれば、まず御説明をしていただきたいなと。有資格者にこだわらず、業務委託先の状況から特定の労働報酬下限額の設定が有効と考えられる職種、先ほどの植木の剪定なんかもそうなんですかね。公園管理とか街路等の管理とか、下水道の清掃とか、製造業、サービス業などでもそういうのが、例えば具体的に少し設定をしたほうがいいのじゃないかという職種がもしありましたら、ぜひ、これなんか設定したほうがいいのじゃないかと、逆に区のほうからちょっと言っていただければというか、提案をしていただければなというのを、この件についてはお願いをしたいなと思っております。これをちょっと言わせてもらおうかなと思って。私のほうでも、ほかでどういうのをやっているかというのは前回は調べて、きょうすぐ資料が出てこないですけども、ほかでどうやっているかというのは、まあまあほかのところは調べられると思うんですけども。

部会長 これはある程度わかりますか。全部の職種ということではなくてよろしいと思うんですけども、有資格、あるいは専門職に相当するものですが、難しいですか。

事務局 把握していないですから、ちょっとそれはお時間をいただいても難しいと思います。

委員 ほかの自治体のはわかるんですか。これは多分どこか公表されているんですよ、この委託のところの。この中に、これに該当しないいわゆる特別の、さっき私が言ったのは多摩市のことを聞いたんですが、それぞれこの中の市でそういう、いわゆる一律じゃない上積みのそういう職種別のをやっているところがあれば、調べられるなら調べてもらいたいと思います。

事務局 他区の状況を確認する。

委員 そうですね、さっきの多摩市のは 弁護士から植木と下水管清掃と給食というのを聞いてきたので、金額はちょっと聞きそびれちゃったんですが、もし金額がわかれば。多分、962円より上を行っているのじゃないかなと思うんですけども。そういうのがもし調べられるなら、我が区以外のところで調べてもらえれば、似たようなのがあれば作りやすいかなと。もちろん、世田谷区の中で委託先や指定管理のところでもそういうのがまた出ていけばそれはそれ

でいいんですけれどもね。

部会長 ただいま 委員と 委員のほうから出されている問題は、いわゆる報酬下限額の最低限の変更に伴いまして、当然ほかの最低より上の人たちとのバランスをどうとるかという問題が当然出てくると思うんですね。例えば、950円時代に50円の格差があった職種が1020円になったときにそのままスライドしていくかどうかというのはちょっとわからないけれども、やはり技能や専門的な知識、経験を必要とする、そういう職種の方との格差が縮まる傾向が出ると思うんです。それに伴って、ではその上のところにいる人たちにどういう影響が出るかということ、そのままにしておくわけには多分いけないので、全体の底上げ傾向を強めるだろうと思うんですが、ただ、そのまま底上げできるかということそうもいかないと思うんですね。その辺の調整から考えますと、やはり下限額の問題と同時に、基幹的な技能者、技術者、専門職、有資格者、そういう人たちのレベルをどう考えるかということも1つの報酬下限額を決める際の要素になっていくのじゃないかなという気もするんですね。その意味で、下限額の設定だけを見ればいいということに加えて、そうした基幹職種というか専門職というか、あるいは有資格者、そういう人たちのレベルも考慮しながら報酬下限額のあり方を考えていく、そういう点で非常に大事な御指摘ではないかなと思うんですね。

委員 私どもは委託の業者じゃないからわからないですけれども、工事の中で交通誘導員Bというのは、比較的建設技術者の中でも能力的に特殊技能が必要なわけではなくて、労働の中では一番軽微な部類になるんです。ここにおいても、例えば今1275円で設定されていますが、この1275円も需要と供給の話であって、要するに仕事がないときにはこの1275円は払えないわけですよ。例えば、仕事がもう大量にあってガードマンが足りないということになった場合には、1275円でも呼べなかつたりするわけですね。この需要と供給のバランスがあって、そうした中でこの値段が決まってくるという側面が交通誘導員はきわめて大きいと思うんですね。それと同じようなことが、例えばこの委託の業者さんがこちらにいらっしゃらないからわからないですけれども、そういうことで今決まっている側面で大きいと思うんですね。

そうした中で、この労働報酬の最低賃金だけが上がっていくという現状については、僕はどうなのかしらと思っています。実際に、今1275円ですけれども、今はこれは1275円でも呼べませんから、この金額では来ませんから、今はもうこの金額では集まらないんですね。だから、もっと高い金額を出してガードマンを雇うわけですけれども、実際これは仕事がなくなった瞬間に1275円で設定されていたら、払えないわけですね。ということが起きています。

委員 この方々は、よく道路で片側をとめているからこうやって。

委員 例えば、これもAとBとあって、Aというのは資格技能者で、幹線道路で本格的にやる人たちなんですね。Bというのは、例えばこの先は通行どめしていますと裏道で看板があって、そこに立っているだけの人も含まれるわけですね。そうすると、そういう人たちに1275円、例えば仕事がないときに呼んで払えるかということ、払えなかったりする。ということが、同じようにこの委託の金額でも起きているのじゃないかと僕は想像するんですが。そこで最低賃金だけ上げていくということについてどうなのかしらと僕は思います。

委員 委託は別にして建築のほうの下限額の話でいくと、きょう、区のほうで御用意いただいた他自治体の労働報酬下限額を見ていただきますと、建築ですと、他自治体は90%というのが多くあるんですが、世田谷、千代田、野田のほうは今85%ということで、本来ですと90%と立場上は言うべきだとは思いますが、僕自身は今この85%も現実の数字とこの下限額がどうかと見ると、正直言うと下限額のほうが現実の相場よりも高い位置にあるという実感は正直ありますので、これをことしまた引き上げてくれというつもりは、本当は言わなくてはいけないのだけれども、今回は言わないです。ただ、やはりこれができるだけ守れる環境と、それを守って実行して働いている人に、せめて熟練技能工については85%の賃金をもらえるようにしていただきたいというか、していくのがことしの課題かなと思っています。

あわせて見て、きょう見てこんなにと考えたのは、入札状況の報告を区のほうでいただいている、例えば、ことしのやつはまだ始まったばかりなのであれなんですけれども、28年度の不調案件の件数ですね。これは事前公表、事後公表がありまして、事前公表は予定価を出しているのものでこれで不調ということは誰も札入れしなかったということなんすけれども、事後公表の2000万円未満で37.8%ということは、約40%が不調になっているということですよ。さらに土木工事でいくと、50%が不調なんすね。要は、入札案件を出したけれども、半分が不調になっているよという話なんすよ。予定価を公表していないので幾らかわからないので、札を入れる業者は札入れしたかもしれないけれども、区のほうで予定をしていた金額より多かったということだと思いうんすね。もしくは、近年よく言われるのが技術者がいない、下請が今忙しいとかいうことで、業者側が入札しないということも全くなくはないと思いうんですが、やっぱりそれなりの利益の出る金額の契約ができるのであればこういう結果には、4割が不調ということにはなり得ないのではないかなという気がしております。

そういうことを考えると、先ほどの85%の下限額を守るためにも、せめて予定価や入札制度の改革をして、それを実行できる環境づくりを同時に進めていただかないと、片方だけ下限額のことを一生懸命言って進めて宣伝したところ

で、絵に描いた餅をみんなで拝んでいるんだか拝んでいないんだかよくわからないですけども、そういう状況になってしまうのじゃないか。どんどん形骸化されていっちゃうのか。形骸化されることが一番僕は公契約条例の実行力をなくすことなので、そこをぜひことし改善をしていただきたいと思います。ということで、下限額の引き上げは求めないです。

部会長 報酬下限額の設定がメインですけども、その設定が適正かつ有効であるためには、それだけを決めればいいというのではないので、ぜひきょう要望書を出されている 委員のこの7項目ございますけれども、とりわけ、前々から出ております構造設計の整合性を保つための体制づくりといいますか、これが1つ。それから、内訳数量の適正な積算の方法ですね。それから、特に東京都と同じような形での不整合が生じた場合や疑義を生じた場合の調整の仕方について、やはり積極的かつ迅速に動いてほしいという要望で、これらは今 委員が御指摘のとおり、28年度の不調率というのは非常に高い数字になっていると思います。これはある意味でそうした改善の必要性を示している数字ではないかと思いますので、この点はこの報酬下限額を検討する委員会としても改めて、いわゆる私たちの言葉で言うと入札制度改革というものの実りある実行をぜひことしはお願いしなければならないと思うんです。

できれば次回には、きょうの 委員の要望書に関するある程度の今後の改善策が出されていくことを、ぜひお願いしたいと思います。これはできる、これはできないということでももちろんよろしいと思うんですけども、やはり1はそもそもの部分で、これは多分契約課のお話とは違う部署で担当されていることでもあるでしょうし、また、2番目も同様だと思うので、ぜひ庁内での調整に財務部の積極的なイニシアチブを発揮していただきたいなと思います。

それから、設計労務単価の改善もこのところややテンポは鈍っておりますけれども、現在でもその必要性は変わらない状況にあるかと思えます。特に、その意味では建設業の改善に向けての新しい政策も今検討中でもありますので、ぜひそういうものをにらみながら、今後とも区の対応策を進めていただきたいと思います。

それから、 委員の要望書の4番目ですけども、これはかねてから歩掛かりの問題がございまして、小規模工事はどうしても生産性が低くなることもありますので、それらに一定の配慮をするようなことが必要だということだと思います。ましてやこの歩切りは国土交通省もいろいろ調査もして、地方自治体の調査結果も出されております。きょうはその議論の時間はございませんけれども、これらについてもぜひ、かねてからの適正な利潤の確保がなければ雇用も進まない、賃金の改善も進まないという関係になっておりますので、ぜひこれも改善をお願いしたいなと。

それから、法定福利費の問題が今かなり厳しくなって、社会保険未加入者の入場が制限されるという時代にもなっておりますので、それらを確保するための内訳書に別枠表示が行われている、そういう方向に沿った改善をぜひ手続的にも進めてほしいなということです。

なお、若者の確保のためには4週6休という御提案がございます。今、区の産業政策に関する新しい議論も進んできつつあるようですので、そういうこととも絡めて、建設産業の振興のための区の独自の施策を、ぜひこの産業政策の中にも盛り込んで、公契約条例並びに産業振興策が手を携えて動けるような仕組みをぜひ今年度はつくっていただきたいなと思っております。

次回はこれらについての一定の改善策の御意見を事務局のほうからもいただきながら、来年度の報酬下限額をどうするか議論をさせていただければありがたいなと思っております。

事務局 部会長、よろしいですか。それはちょっと無理ですね。というのは、これは申しわけないですけれども、考えるのが営繕所管の担当になるものだから、それを次回までに考えてくれというのは、私どもとしてはちょっと申し上げられないことです。というのは、確かにおっしゃっていることは十分わかるんですけども、ただ、うちの職員のほうもそれによってかなりの手間が生じてしまったり、あと、当然積算の関係でも積算事務所に、例えば工期が変わってくるだとか、非常に大きな話になってきますので、そこら辺について拙速な回答はできない関係もありまして、これは要望書としていただいて、営繕所管のほうに説明させていただきますので、回答についてはしばらくたってからということになるかと思えます。

それから補足なんですけれども、先ほどチラシの中の下限額で見習いのほうの金額、それもこちらに出ておりました。済みません、ちょっと私が見つけれなかっただけで、既に今の段階で出ております。

以上でございます。

部会長 最後のところはどこですか。

事務局 工事以外の契約の場合の少し上ですね。労働報酬下限額が1時間当たり1233円というのが、これが見習いの金額でございます。

部会長 例えば、今回はこういうことは可能でしょうか。営繕の担当の方に同席していただくというのは。

事務局 済みません、この部会は労働報酬下限額を決めていただく部会なので、ちょっとそれは逸脱してしまうかなと思います。それから、あくまでこれは建築工事の話であって、例えば土木の先ほどの落札率の話がありましたけれども、土木の場合は、委員を前に釈迦に説法みたいになってしまいますけれども、大抵これからの時期の秋口に発注するものが、不調になってしまう件数が

非常に多いんですね。その辺が全体の件数を高めてしまっている、不調の率を高めてしまっているというのがありますので、そこはまた別の問題で、例えば、工期の平準化だとか、債務負担を設けるだとか、そんなことによって解決する、あとは事故繰りではなくて明繰りで処理するだとか、そんなことによって解決するかなというのもあって、私どもで別に検討はしておりますので、御指摘をいただいた分についてはそんな形で検討しております。ただ、それも早急に結論が出るものではございませんので、それは工事の部門と検討していくことになっておりますので、お時間をいただければと考えております。

以上でございます。

部会長 この委員会の議論の枠を超えているということは多少私も理解するのですが、では、適正化委員会の次回の案のところ、適正化委員会のところで、もし可能ならば営繕の担当の方でもおいでいただけると、少しこちらの理解も深まり、また、どこからどう改善してほしいかという優位性をつけた提案にもかえられると思いますので、そういう努力をしていただくことは可能でしょうか。

事務局 適正化委員会のほうの議題にはなると思いますので。実際、今我々もこういった要望を受けて営繕所管に働きかけていますし、今年度積算の試行をするという予算化もされています。そういった進捗状況などは随時報告することはできると思いますので、区で今入札制度改革はどんな取り組みをしているかというのは報告できると思います。営繕が直接出席しなくても、我々がちゃんと情報を共有化していますので、それは適正化委員会の本体のほうではできると思います。

部会長 それでは、次回までにある程度そうした議論の進捗があれば、こちらの枠の外のものも聞くかもしれませんが、せめて御報告なりいただくと議論が進むかなと思います。そういうことでひとつ努力をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

事務局 もう1つよろしいでしょうか。前回 委員のほうからございました積算のことについて、間に合うようであればこの部会で報告してくれというお話があったんですけども、それもやはり積算をお願いするのが11月以降ということになりますので、ちょっとこれには間に合わないということで、今回は御報告しておりません。よろしくお願ひいたします。

部会長 ほかに何か御意見、御要望はありますか。

委員 労働報酬下限額の件で 委員のほうから話があったんですが、85%を見直すか見直さないかの件で、やはり85%でスタートして実行率をどれぐらい、例えば上がったか、そういったものをめどに、では今度はもう少し上げようとか、検討したらいいのじゃないかと思うんですね。やはり結果が出てこ

なければ、効果がどんなものかが理解できませんので、その辺の様子を見ながら検討したほうがいいのじゃないかなと思っています。

委員 次回に何か数字が出るんですかね。履行率。

事務局 次回には難しいです。それは、この1カ月でその調査をするというのは……。

委員 それができないことが問題なんです。簡単に言うと、ここでやる議論の前提が欠けているんですよ。要するに、去年は1020円にしたけれども守れなかったと、守れない事業所は何事業所で、守られた労働者が何千人いると、こういう報告をしてもらわなければ、ここで空中戦になっているんですよ。あなたが悪いのではないですよ、まだなったばかりだからね。だから、私はそういうことができるような権能をあなたに与えるためにちゃんとここで議論をして、何と何をすべきかというふうにしないと、この議論が空中戦になるんですよ。わかりますか。だから、85%が守れないなら守れない85%より悪いけれども80%で守らせるとか、あるいは85%で90業者守られているから88%にしたっていいのじゃないかとか、こういうことになるわけですよ。その辺のところは欠けているんですよ。ことしできた係だからあなたが悪いのではないんですけども、その辺の係の仕事をきちんと決めなければ、今 委員が言ったことができないんですよ。

委員 ただ、それについては今始まったばかりなので、工事は1年間なり1年半かかるわけですよ。すると、結果が出るのはそんなすぐには出ないと思います。

委員 わかりました、ごめんなさい。要するに、ある程度時間はかかるけれども、今から1年半後ぐらいには何%履行できているというぐらいは出していただきたい。逆に、出せるシステムをつくってもらいたい。

部会長 大変定数の限られている中で仕事ばかりふえるのは大変だとは思いますが、ひとつぜひ御協力と御努力をお願いしたいと思います。

ほかに御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議論は大変活発で有効な議論がなされたと思います。どうもありがとうございます。

次回は8月にもう1度、8月7日、1時半からですね。場所はこちらと考えてよろしいですね。

事務局 そうです。

部会長 では、次回は8月7日、まだ暑い盛りかと思えますけれども。

委員 この部会はこれで終わってしまうんですか。

部会長 どうでしょう。もう少しやらなければならぬ議題は多いと思いますので。

事務局 先ほどの繰り返しになりますけれども、基本的にはここは労働報酬下限額を考えていただく部会になりますので、それ以上のことになれば適正化委員会のほうでということになるかと思えます。

委員 そうすると、その後答申はいつごろ出すことになるんですか。

事務局 今回は諮問がないので、答申はないです。

事務局 今回は諮問がありませんので、答申という形ではないですね。

委員 29年度の……。

部会長 報酬下限額をどうするというのは。

事務局 部会の報告という形になります。

委員 いや、部会の答申を去年も出しましたけれども。

事務局 いや、去年は部会から報告書という形でいただいています。ですから、今回もその報告書という形になるかと思えます。

委員 それは、この8月7日が最後であると。

事務局 そうです。

部会長 いろいろ議題はあるんですけども、それを議論する機会をつくっていただけないんですか。

事務局 先ほどの入札の話ですか。

部会長 入札とか、実行体制をどうつくるか。それから、チェックシートの議論もここにかかわっている部分もございますので、どういうものにするのかといった議論がございます。それから、先ほど言ったように実行体制を全部調べるのが大変だから、どのような形でサンプリングなり、あるいは確認体制をどうするか、こういう議論を進めていかないと、金額の話しかするなということではないと思えますので、それに関連するものをやはり整えていかないと、なかなか運営がうまくいかないということもきょうも指摘されておりますので、ぜひ議論の機会をつくっていただきたいなと思えます。次回、それについて議論した上で。

事務局 議論した後に報告という形もあり得ます。

部会長 報告にするか、もう少し議論して報告に附帯する報告をするかですね。

事務局 期限がありますので、その期限までに出していただかないと30年度に向けて……。

部会長 期限というのはいつ。

事務局 それが次回です。

部会長 でも、手続とか帳票なんかについては、特に期限というのはございませんでしょう。

事務局 ただ、委員会を含めて全部で今年度4回になっていますので、その

間で話をさせていただくような形になります。

委員 まず、何月何日と報告書の期限を言ってくださいよ。

事務局 報告書は、8月7日に方針を出していただいて。

委員 7日に会議をやって初めて出すんでしょう、7日に出るわけじゃないですか。

事務局 そのときに大まかなものを出していただく、方針を決めていただくということで、その後に、一応こちらで予定しているのは、10月の上旬に適正化委員会を開催予定にしていますので、そのところで最終的な報告書の提出という形になります。ただ、10月はまだスケジュールが決まっていないうすけれども。

委員 8月7日に会議を持つのはわかりました。その報告書はいつ出すんですか、期限はあるんですか、ないんですか。

事務局 期限は、やはり10月中には出していただかないと、次年度の予算要求に間に合わせるためには、やはり.....。

委員 だから聞いているんですよ。だからいつなんですか。

事務局 10月ですね。遅くても10月。

部会長 10月いっぱいですか。

事務局 ちょっとそれは今私は断言できないんですけれども。

部会長 10月の上旬ですか。

事務局 10月の上旬に次回の適正化委員会を予定しています。そのときに報告を。

委員 そうじゃなくて、労働専門部会報告書の期限は10月の何日とか、上旬ですかと聞いている。

部会長 労働専門部会の最終報告提出期限。

委員 前は8月中になんて言われて、急いで出したのではなかったですか、去年か、おととしか。

委員 多分、予算にかかわる下限額については8月中にある程度は固めて、要はもう各所管からのヒアリングを含めて9月以降は始まるということですね。ただ、正式な書類については今のお話だと10月の適正化委員会で皆さんに報告しなければいけないから、それはそこまでにちゃんとつくりますよということですよ。ただ、多分おっしゃっているのは、確かに下限額は次年度予算に直接的に影響するものなので、そこのお尻が決まっているのはわかったんですけども、その問題と、今いろいろ出された実効性の問題であったり、入札制度の問題については、例えば今後適正化委員会でやるのであれば、それはまだ別に来年度予算の期限というのは直接的にないと思うんですよ。

ただ、前回の委員会の説明で、10月でもう終わりだよというお話が事務方か

らあって、中川会長も含めてもう1回ぐらいやったらどうかというお話もあったので、それは部会からの意見として委員会のほうできちんと議論ができる場を持たせるのかどうか、そこは事務方のほうでももう1度御検討いただいて、やっぱりきょうの話の中でも下限額だけ決めてもだめだよねというのは全体の合意というか、皆さんがお話をされていることなので、そこはそことしてきちんとどこかで委員会としての、それは答申を出す、出さないは別としてですよ。

事務局 答申という形では今回ないので報告という形になるかとは思いますがけれども。

委員 今回、適正化委員会が何か区長とかに出すというのはないんですよ。

事務局 ないです、諮問自体がないので。

委員 部会の下限額だけは報告という形で、来年度の予算があるから出すというのが今回の流れですよ。

事務局 そうです。

委員 ただ、委員会をやって、やっぱり問題はいっぱいあって、まだまだ改善されないんだから、その問題提起をしてこうやって開催してほしいんだというのは、ここで話し合いたいわけですよ。そうでないと、まとまるものがまとまっていかないし、本当はよくしていきたいものがよくできないという両輪だとか、一緒になってやっていかなきゃならないんだというのががあるから、だからこそ10月に1回でいいのかというのが皆さんの総意なわけですよ、前回言ったとおり。そこは十分御認識していただいていると思うので、御検討いただきたいと。

事務局 前回、中川会長からもそんな話があったものですから、それは会長も含めてちょっと検討していきたいと思います。

部会長 では、御理解をいただいて。

事務局 はい、わかりました。

事務局 早目に調整したいと思います。

部会長 ほかにございませんでしょうか。

それでは、きょうは長時間どうもありがとうございました。

午後5時2分閉会